

国民健康保険からの お知らせです

問い合わせ先

住民生活課保険係
☎73-1415

ジェネリック医薬品を活用しましょう

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは??

新薬が開発され製品化されるまでには、長い年月と莫大な費用がかかります。その分は、価格に反映され、また特許で保護されていますが、この期間が切れるとほかのメーカーも同じ有効成分を使って、医薬品を製造・販売できるようになります。これが「ジェネリック医薬品」です。

このように「ジェネリック医薬品」は、新薬よりも開発費用が安く済みますので、安全性や品質も同等で価格も安く抑えられます。このことは、患者さまの負担軽減だけでなく、医療費の抑制にもつながります。ジェネリック医薬品を希望する場合、医師や薬剤師に相談してみましよう。

特定健診の事業主健診結果のご提供をお願いします

平成20年度から「特定健康診査（メタボ健診）」の実施が医療保険者（国民健康保険・協会けんぽ・健保組合）に義務化されました。

この特定健診には、国より健診受診率等の目標が定められているのはご存知でしょうか？平成24年度までに受診率65%（国保の場合）の目標に達しない場合には、ペナルティとして「後期高齢者医療制度への支援金」の加算が検討されています。この措置は、国保税の引き上げにもつながりかねないものなのです。

そこで、会社・事業所健診で健康診断を受けていて特定健診を受診していない方（40歳以上の方）へお願いがあります。

会社・事業所等での事業主健診は、特定健診と健診項目が合致しているので事業主健診をもって特定健診の実施に代えることができます。国保加入されている方で、会社・事業所に勤めており、事業主健診を受けられた方は住民生活課保険係までご連絡いただき、健診結果のご提供を是非ともお願いいたします。なお、ご提供いただいた健診結果につきましては、個人情報の保護に関する法律・その他関係法令に基づき、大切に取り扱いさせていただきます。

昨年度より特定健診受診の費用を役場が負担していますので、個人の自己負担金が無料となっています。今年度、まだ受診されていない方は各医療機関でも受診できますので、ぜひ受診してください。